

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

最低賃金の上昇により、週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入要件に係る賃金要件を意識する必要がなくなります

今般、全ての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働く場合は、所定内賃金が月額8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たします。

そのため、従業員数51人以上の企業で、短時間労働者（勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満の者）が週20時間以上働く場合は、賃金要件以外の要件も満たした場合、「被保険者資格取得届」の提出が必要です。

働き方と健康保険・厚生年金保険の加入の関係（51人以上の企業で働く方 学生を除く）

時給
1,016円以上

で、

週
20時間

働くと、
自動的に

月額賃金
8.8万円以上



健康保険・厚生
年金保険に加入

＜加入要件チェック＞

時給1,016円以上で働く方は、以下の3つの要件の全てに該当する場合、健康保険・厚生年金保険の手続きが必要です。

☐ 週の所定労働時間が20時間以上である

☐ 勤め先が従業員数51人以上の企業である

☐ 学生ではない

ご案内

社会保険料額情報や各種通知書の受け取りはオンライン事業所年金情報サービスが便利でおすすめ！

『オンライン事業所年金情報サービス』は、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。以下の情報を一度の登録で定期的に受け取りできるほか、希望する情報だけをオンラインにすることができます。

名称	概要	メリット
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所に、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書	紙で届く内容が電子データで受け取れるため、ペーパーレス化できます。
社会保険料額情報	月末に納付していただく社会保険料の見込額の情報	社会保険料額を、毎月20日頃に郵送する紙の通知より先に知ることができます。
保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由および増減額の情報	資格取得届等の提出により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合に、増減の理由や対象の被保険者を確認することができます。
賞与保険料算出内訳書	被保険者ごとの賞与保険料の情報 賞与支払届の提出があった場合に作成	賞与支払のあった被保険者ごとに保険料の確認ができるため、通常の社会保険料と区別し、賞与保険料の計算に利用できます。

サービス開始から、累計16.8万以上の事業所が利用しています。

ご登録方法はカンタンです！こちらからご確認ください

日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

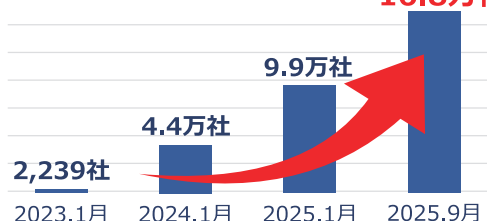
検索



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

累計利用事業所数

16.8万社



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内

国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合は手続きが必要です

国民年金第3号被保険者が、厚生年金保険に加入している方（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金第3号被保険者非該当の手続きが必要です。

手続きについては、国民年金第2号被保険者が勤務する事業所（事業主）または健康保険組合等を経由し、下表のとおり速やかに行ってください。

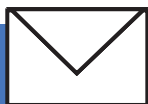
< 国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合の手続き >

被扶養配偶者でなくなるケース	国民年金第2号被保険者が加入している健康保険	
	健保組合、国保組合、共済組合	全国健康保険協会
・ 国民年金第3号被保険者の年間収入が130万円（障害者の場合は180万円）以上見込まれる場合 ・ 離婚等により生計維持関係がなくなった場合	国民年金第3号被保険者関係届を提出	健康保険被扶養者（異動）届を提出
・ 国民年金第3号被保険者が、就職等により厚生年金保険に加入し、国民年金第2号被保険者に該当した場合	手続き不要	健康保険被扶養者（異動）届を提出

ご案内

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

認定日が令和8年4月1日以降の被扶養者認定は、一定の要件を満たした場合、被扶養者の認定における年間収入を労働契約の内容により判定することもできるようになります。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員のご案内

【年金委員とは】

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用、保険料、給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示、設置、配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

【職域型年金委員推薦のお願い】

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ推薦をお願いいたします。お問い合わせは、管轄の年金事務所までご連絡ください。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook



日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2601 1017 001 (全国)